

節税レポート



平成 20年 2月号

発行日 2008.2.1

今月のテーマ 社長さんにも退職金を

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

- 1 社長さんが退職する時に、会社にお金があれば退職金を支払えます。しかし、高額な退職金をその時に準備できる保証はありません。
さあ 思う存分自分の腕を発揮して見せるぞ、これまで培ったノウハウを生かして会社を大きくするぞ！と張り切っても将来の不安があれば、仕事に集中できませんよね。
- 2 高額な退職金を準備するためには、每期コツコツと積み立てなければなりません。でも積み立てている時には経費になりません。
つまり節税対策にはなりません。

会社が経費処理をしながら、退職金を準備する方法があります。

小規模企業共済掛金(以後 共済掛金という)の活用です。

社長の現在の給料に共済掛金分を上乗せするのです。

発行 岡崎駿志税理士事務所
住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL 03(5287)6818
FAX 03(5287)6819
Eメール info@okazaki-tax.com
URL <http://www.okazaki-tax.com>

3 共済掛金を活用すると次のようになります

会 社

社 長

1) 社長の給料

従来の給料
+
共済掛金分追加

共済掛金分追加
経費が増える



節 税

2) 社長の税金

従来の給料
+
共済掛金分追加
- 共済掛金分追加

共済掛金分追加
は全額所得控除となる



所得税増えない

こうして社長の負担を増やさず、会社は節税しながら、社長の退職金を準備できるのです。

4 共済掛金のメリット

- 1) 国の共済制度ですので、安全です。しかも有利です。
- 2) 共済金は直接社長に支払われますので、そのとき会社に資金が無くとも心配ありません。
- 3) 支払方法は一括払い、分割払い、一括と分割の併用を選択できます。

この時の税法上の扱いは次のようになります。

イ 一時払い	----->	退職所得
ロ 分割払い	----->	雑所得(公的年金等)
ハ 任意解約	----->	一時所得

いずれにしても有利ですね

5 小規模企業共済制度について

1) 加入できる人

常時使用する従業員が20人以下の個人事業主及び
会社の役員（商業・サービス業では5人以下）

従業員が増えても共済は継続できます。

2) 掛金

イ 掛金月額は1,000円～70,000円までの範囲内(500円
単位)で選べます。

ロ 掛金は増額・減額ができます。
(減額には一定の要件が必要です)

3) 共済掛金受取理由により、受取金額は異なります。

例 毎月 1万円を積み立てると

単位 円

納付年数	5年	10年	15年	20年	30年
掛金合計額	600,000	1,200,000	1,800,000	2,400,000	3,600,000
共済金A	621,400	1,290,600	2,011,000	2,786,400	4,348,000
共済金B	614,600	1,260,800	1,940,400	2,658,800	4,211,800
準共済金	600,000	1,200,000	1,800,000	2,419,500	3,832,740
解約 手当金	掛金納付月数に応じ、掛金合計額の80%～120%を受取れる。 掛金納付年数20年未満では、受取金は掛金合計を下回ります。				

共済事由

- 共済金A → 事業をやめたとき
- 共済金B → 会社役員の疾病、負傷、死亡による退職
- 準共済金 → 会社役員の任意または任期満了による退職
- 解約手当金 → 任意解約、掛金を12か月以上滞納したとき

